

京都市上下水道局入札制度検討委員会要綱

制定 平成5年9月13日

改正 平成6年4月1日、平成11年7月21日、平成12年3月30日、平成14年3月27日、平成16年4月1日、平成17年4月1日、平成18年4月1日、平成21年4月1日、平成22年4月1日、平成23年4月1日、平成25年4月1日、平成26年4月1日、平成27年4月1日、平成28年4月1日、平成29年4月1日、平成30年4月1日、令和6年4月1日

(設置)

第1条 水道事業及び下水道事業における競争入札の公正及び適正な執行の確保を図るため、京都市上下水道局入札制度検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項について検討する。

- (1) 入札制度の改善に関すること。
- (2) 契約事務の改善に関すること。
- (3) その他委員長が必要と認めること。

(構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、それぞれ次に掲げる職にある者とする。

委員長	管理者
副委員長	次長
副委員長	技術長（局に置かれている場合に限る。）
委員	総務部長
委員	技術監理室長
委員	水道部長
委員	下水道部長

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある場合又は委員長が欠けた場合は、その職務を代理する。この場合において、委員長の職務を代理する副委員長は、次長とする。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が必要があると認めるときは、随時招集することができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、契約会計課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成5年9月13日から執行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から執行する。

附 則（平成11年7月21日決定）

この要綱は、平成11年7月21日から執行する。

附 則（平成12年3月30日決定）

この要綱は、平成12年4月1日から執行する。

附 則（平成13年3月30日決定）

この要綱は、平成13年4月1日から執行する。

附 則（平成14年3月27日決定）

この要綱は、平成14年4月1日から執行する。

附 則（平成16年4月1日決定）

この要綱は、平成16年4月1日から執行する。

附 則（平成17年4月1日決定）

この要綱は、決裁の日から執行する。

附 則（平成18年4月1日決定）

この要綱は、決裁の日から執行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。